

容器保安規則等の一部改正について

令和元年 11 月
経 済 産 業 省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。主に以下の点について見直しを行うため、関連法令について必要な改正を行う。

- ①圧縮水素自動車燃料装置用容器として、新たに鋼製容器（継目なし容器）を使用可能とすること
- ②自動車燃料装置用容器につき、氏名等表示の義務及び方法を明確化すること
- ③容器則に定める自動車燃料装置用容器につき、標章を容器外面に貼付する方法を認めること

(2) 改正を行う法令

- ・ 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）
- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）
- ・ コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）
- ・ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際容器則」という。）
- ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年通商産業省告示第150号。以下「容器則告示」という。）
- ・ 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際容器則告示」という。）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（20170718保局第1号。以下「基本通達」という。）
- ・ 高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（20190606保局第10号）

2. 主な改正の内容

(1) 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の定義新設等【容器則、一般則、コンビ則、国際容器則、容器則告示、基本通達関係】

①概要

現行法令上、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器は、繊維強化プラスチック複合容器に限定されている。当該容器は、鋼製容器と比較して軽量であり、自動車への搭載に適した容器として広く用いられている。一方で、車体の安定性が求められるフォークリフト等の産業用車両については、重量の大きい鋼製容器の方が利点を有する。また、鋼製容器の方が繊維強化プラスチック複合容器と比較して一般的に廉価であり、これを使用可能とすることで、燃料電池自動車の普及に資することが期待される。

これを踏まえ、自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための鋼製容器（以下「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器」という。）の一般化を目的として、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく企業実証特例制度を利用した特例措置に基づく約 4 年間の実証が実施された。また、経済産業省「平成 30 年度新エネルギー等の保安規制高度化事業（水素燃料電池式産業用フォークリフト用容器に係る技術基準等に関する調査研究）」において圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の製造方法や容器検査方法について審議がなされ、圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準が策定された。

これを踏まえ、関連省令・告示について所要の改正を行う。圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準については、検討の上、例示基準としての適格性が認められれば、例示基準化を行う予定である（この場合、省令・告示の施行日である令和 2 年 4 月 1 日までに公布する）。

②具体的な規定内容

イ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の定義

継目なし容器であって、圧縮水素を充填できるものとして製造された自動車燃料装置用容器を、圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器と定義する。

ロ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の容器再検査における規格及び検査方法

圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の容器再検査における規格は、容器ごとに容器則告示で定める外観検査、漏えい試験及び超音波探傷試験に合格するものであることとし（超音波探傷試験は、充填可能期限を延長しようとする場合にのみ行う）、その方法を定める。

ハ 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器等の再検査合格時の刻印等

圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器が容器再検査に合格した場合の刻印等は、圧縮水素自動車燃料装置用複合容器等と同じ方式によるものとする。超音波探傷試験に合格した場合は、さらに、超音波探傷試験に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日又は十五年を超えない範囲内において容器等製造業者が定めた日を新たな充填可能期限とし、これを刻印するものとする。

(2) 自動車燃料装置用容器の氏名等表示方法の明確化【容器則、国際容器則、容器則告示、基本通達関係】

①概要

容器には、当該容器の管理に係る責任の所在を明確にするため、その所有者又は管理者の氏名等を表示することが義務付けられている（容器則第10条第1項第3号、国際容器則第7条第1項第1号）。

車載された自動車燃料装置用容器であって、自動車及び容器の所有者又は管理者が同一である場合にあっては、自動車の所有者又は管理者を明らかにすることで、車載された容器の管理に係る責任の所在が明確になることから、容器への氏名等の表示は不要（ただし、自動車の所有者又は管理者と、容器の所有者又は管理者が異なる場合は、表示は必要）とする。現行法令上も特定の場合に表示義務は除かれているが、これをより明確に示すこととする。

車載されていない自動車燃料装置用容器については、現行法令上、当該容器の製造者又は自動車若しくは二輪自動車への装着者のみ表示義務を除かれているが、製造・販売等の過程で、高圧ガスの充填・消費が行われず、譲渡のみを目的として管理される容器についても、氏名等の表示義務を除くこととする。

表示方法は、現行の容器則告示及び国際容器則に定められている、票紙貼付によることができるものとする。

②具体的な規定内容

容器則及び国際容器則において、自動車燃料装置用容器に係る氏名等の表示義務を、以下の通り整理する。

【原則】

- 1) 自動車燃料装置用容器であって、車載状態であるもの：表示は不要
- 2) 自動車燃料装置用容器であって、非車載状態であるもの：表示は必要

【例外】

- 1) 自動車燃料装置用容器であって、車載状態であるが、自動車の所有者又は管理者と容器の所有者又は管理者が異なるもの：表示は必要
- 2) 自動車燃料装置用容器であって、非車載状態であるが、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装置する者又は当該容器の譲渡のみを目的として所有又は管理されるもの：表示は不要

(3) 標章の掲示の方法の合理化【容器則、基本通達関係】

法第45条第1項の刻印をすることが困難な容器については刻印の代わりに標章の掲示をしなければならない（法第45条第2項）。標章の掲示の方法は、特定の容器を除き、「票紙に表示したものをフープラップ層の見やすい箇所巻き込む方式」か「アルミニウム箔に打刻したものを容器胴部の外側に貼付する方式」のみ認められている。

一方で、容器の充填可能期限中に消えないような方式であれば、容器の安全確

保上支障がないことから、昨年 11 月に国際容器則告示を改正し、国際容器則に定める自動車燃料装置用容器については、適当な材質の票紙に表示したものを容器胴部の外側に貼付する方式を認めることとした。容器則に定める自動車燃料装置用容器についても、安全確保に関わる差異はないことから、これらの容器について適当な材質の票紙に表示したものを容器胴部の外側に貼付する方式を認めることとする。

(4) 国際協定規則採択国等の整備【国際容器則告示関係】

国際協定規則採択国等を国際容器則告示別表に掲げているところ、国際協定規則第 134 号、第 110 号及び第 146 号の採択国としてナイジェリアを追加する。

(5) 容器再検査のための充填行為等に係る解釈の明確化【基本通達関係】

圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド、圧縮水素スタンド並びに移動式圧縮水素スタンド等において容器再検査の準備のみを目的として実施する充填行為等については、「高圧ガスの製造」に該当しない「再検査充填」等である旨を明記するとともに、当該行為において、保安の確保のために注意すべき事項を明記する。

(6) その他表現の適正化等【容器則、基本通達、特認通達関係】

その他表現の適正化等、必要な改正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和元年 7 月 10 日～8 月 8 日	パブリックコメントの実施
令和元年 11 月 12 日	公布
令和 2 年 4 月 1 日	施行

以上